

リフラクトリーセラミックファイバーに関する 労働安全衛生規則等の改正について

セラミックファイバー工業会

1. 労働安全衛生規則等の改正公布

平成 27 年 9 月 17 日付けで「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」が公布され、リフラクトリーセラミックファイバー（以下、RCFと称す）の労働安全衛生法に基づくラベル表示、SDS通知、特定化学物質の第2類物質として規定される事項が明らかになりましたので、速報として掲載いたします。

本改正は、一部規定内容で猶予期間がありますが、平成 27 年 11 月 1 日からの施行となります。今回公布された規則等については、以下、厚生労働省ホームページをご参照ください。

（労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則等について）

改正条文 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150917K0010.pdf>

新旧対照表 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150917K0011.pdf>

（労働安全衛生規則等改正に係るパブコメ結果）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150060&Mode=2>

（労働安全衛生法施行令、規則等の一部改正にかかわる施行通達）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T151002K0030.pdf>

2. 規制対象物質

規制対象物質は、「リフラクトリーセラミックファイバー（RCF[※]）」です。他の人造鉱物繊維である「アルミナファイバー」、「アルカリアースシリケートウール」「ロックウール」「グラスウール」等は、対象外となります。

※規制対象となる RCF はアルミナ(Al_2O_3)とシリカ(SiO_2)を主成分とした非晶質(ガラス質)の人造鉱物繊維です。セラミックファイバーとも呼ばれ、一般的な化学組成は Al_2O_3 が 30~60 重量%、 SiO_2 が 40~60 重量%、 RnO_m が 0~20 重量%(R は Zr 又は Cr)です。

3. 今回決定した内容

3. 1 労働安全衛生規則の一部改正関係

- ① RCF及びRCFを1重量%以上含有する製品は、譲渡・提供時の容器・包装への名称等の表示が必要になります。
- ② RCF及びRCFを0.1重量%以上含有する製品は、譲渡・提供時のSDSによる通知が必要になります。

3. 2 特定化学物質障害予防規則の一部改正関係

- ① RCFを特定化学物質のうち管理第2類物質に追加することにより、主に、以下に示す特化則の規定が適用されます。
 - a) 局所排気装置の設置、b) 作業主任者の選任、c) 掲示、作業記録の作成・保存(30年)等特別管理物質としての措置、d) 関係者以外立入禁止の措置、e) 作業環境測定の実施、f) 健康診断の実施
- ② 特化則適用除外業務として、以下が追記されました。

RCF等を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のRC

F等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のRCF等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）

③ RCFに係る措置として、以下が追記されました。

a) 作業場の床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上掃除する必要があります。

b) RCFを窯、炉等に張り付けること等の断熱若しくは耐火の措置を講ずる作業、又は措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破砕等の作業を行う場合は、当該作業を行う場所をそれ以外の作業を行う場所から隔離する必要があります。

また、当該業務に従事する労働者は、有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用しなければなりません。また、労働者は事業者から保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用しなければなりません。

c) RCFを窯、炉等に張り付けること等の断熱若しくは耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破砕等の作業を行う場合は、RCF等の湿潤な状態にする等の措置を講じるとともに、RCFの切りくず等を入れるための蓋のある容器を備え付ける必要があります。

なお、本規則の詳細につきましては、本改正にかかわるパブリックコメント結果、及び、平成27年9月30日付けで発行された施行通達「基発0930第9号：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」、また後日発行される厚生労働省パンフレットを参照してください。

4. その他

セラミックファイバー工業会としましては、今後も厚生労働省の動きを注視し、随時HPで紹介させていただきます。

また、皆様方のお役に立つ資料を今後も提供してまいります。

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ・RCFに関する工業会モデルSDS（安全データシート）改訂 | 10月公開予定 |
| ・「セラミックファイバーの取扱い」改訂 | 10月公開予定 |
| ・リフラクトリーセラミックファイバーに係る法規制の解釈、Q&Aの作成 | 11月公開予定 |

また、お取扱いの商品が特化則規制対象製品に該当するか否かについては、ご購入先にご確認の上、適切に法対応いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上